

令和2年8月25日

令和2年度第2回大崎市農業委員会定例総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和2年8月25日（火）

午後1時00分開会～午後3時12分閉会

2. 場 所

宮城県大崎合同庁舎 1階大会議室

3. 報告事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 買受適格証明願による農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

報 告 4 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

4. 審議議案

議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第31号 農地法第5号第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第32号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定について

議案第35号 非農地証明願について

5. 協議事項

1) 企画

報告（1） 農業委員会だより第25号の発刊について

協議（1） 水稻作況調査（検見）の実施について

協議（2） 一日女性農業委員会の開催について

6. 出席委員（26名）

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員

8番 鈴 木 淳 也 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員

10番 横 山 藏 人 委員

- | | |
|----------------|----------------|
| 11番 中 鉢 守 委員 | 12番 渋 谷 裕 子 委員 |
| 13番 高 橋 英理子 委員 | 14番 佐々木 俊 通 委員 |
| 15番 下 山 信 行 委員 | 16番 只 埜 和 臣 委員 |
| 17番 菅 原 まり子 委員 | 18番 高 橋 順 子 委員 |
| 19番 中 條 泰 洋 委員 | 20番 菅 原 清 一 委員 |
| 21番 小野寺 正 晃 委員 | 22番 鈴 木 至 委員 |
| 23番 佐々木 涉 委員 | 24番 齋 藤 浩 義 委員 |
| 25番 熊 谷 安 正 委員 | 26番 佐々木 政 直 委員 |

7. 欠席委員 (なし)

8. 遅刻委員 (2名)

- | | |
|----------------|----------------|
| 12番 渋 谷 裕 子 委員 | 21番 小野寺 正 晃 委員 |
|----------------|----------------|

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

- | | |
|----------------|---------------|
| 事務局長 伊 藤 文 夫 | 事務局次長 新 堀 秀 一 |
| 事務局長補佐 小 玉 康 裕 | 主幹兼係長 佐 藤 昌 紀 |
| 主幹兼係長 今 野 エリ子 | 再任主査 鈴 木 仁 吉 |
| 事務所長 千 葉 浩 昭 | 主幹兼係長 佐 藤 孝 |
| 事務所長 門 間 道 浩 | |

午後 1 時00分開会

事務局 (小玉康裕事務局長補佐)

それでは、ただいまから令和2年度第2回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 (佐々木政直会長)

[挨拶]

事務局 (小玉康裕事務局長補佐)

次に、議長選出について、大崎市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

本日の欠席通告者はございません。

なお、12番渋谷裕子委員、21番小野寺正晃委員から遅刻の届出があります。

定足数13名、本日の出席委員は26名であります。出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。3番武田俊美委員、4番佐藤裕之委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に小玉事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔報告1～4の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から4事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号98番から110番まで13か件のうち、番号106番は議案第31号の番号103番、番号108番は、議案第31号の番号104番とそれぞれ関連であることから、2か件については、議案第31号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号98番から110番まで13か件のうち、番号106番、108番2か件を除く11か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号98番から110番までの13か件のうち、番号106番、108番の2か件を除く11か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号98番から110番までの13か件のうち、番号106番、108番の2か件を除く11か件について了としてよろしいでしょうか。異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第30号、番号98番から110番まで13か件のうち番号106番、108番2か件を除く11か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号82番から107番までの26か件と、議案第30号番号106番、108番2か件を合わせた28か件のうち、番号84番、85番は議案第32号の番号7番、番号93番は議案第32号

の番号10番，番号100番は議案第32号の番号8番，番号101番は議案第32号の番号9番とそれぞれ関連であることから，5か件については議案第32号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので，番号82番から107番までの26か件と，議案第30号番号106番，108番2か件を合わせた28か件のうち，番号84番，85番，93番，100番，101番の5か件を除く23か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで，現地調査員より報告をお願いいたします。14番。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。8月24日に，議席番号10番委員，14番委員，12番委員と事務局1名で西部方面，3番委員，9番委員，13番委員と事務局1名で東部方面を調査してまいりました。それでは，報告いたします。

番号82，83番です。申請地周辺の状況ですが，立地は住宅地に囲まれた農地で，北側に農地がありました。申請地の管理状況につきましては，除草管理された跡がありました。農地区分については，都市計画区域内の用途指定された区域であることから，第3種農地と見てきました。周辺農地への影響については，北側に農地がありますが，雨水排水対策については，L型擁壁の設置をすることなので，東側の側溝に流すということなので，影響はないと見てきました。以上です。

続いて，番号86番です。申請地の周辺の状況ですが，住宅に囲まれた農地でした。南側に道路建設中で，東，西，北は宅地に囲まれておりました。申請地の管理状況ですが，雑草が繁茂しておりました。農地区分については，都市計画区域内で用途指定された区域であることから，第3種農地と見てきました。雨水排水対策は，周辺に農地がないため，影響ないと見てきました。

番号87番です。申請地の周辺の状況ですが，立地は住宅地に囲まれた農地でした。西と北に農地がありました。申請地の管理状況ですが，除草管理された跡が

ありました。農地区分ですが、都市計画区域内の用途指定された区域であることから、第3種農地と見てきました。周辺農地の影響についてですが、西側、北側にある農地は法面処理をし、雨水排水対策に関しては、南側の既存の水路へ流すということで、影響はないものと見てきました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

9番。

9番（菅原ひろみ委員）

9番です。

番号88番について現地調査報告いたします。申請地は西に傾斜した農地で、東は道路を挟んで農地、西は一部雑種地と山林、北は市道を挟んで畑と住宅地、南は太陽光パネルがありました。申請地は、除草管理はなされておりました。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから、第2種農地と見てきました。雨水は自然排水、周辺への影響はないものと思われま

す。続きまして、番号89番です。申請地の東は田を挟んで山林、南は山林とため池、西は田と住宅地、北は住宅地となっており、申請地自体はきれいに耕起されておりました。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから、第2種農地と見てきました。雨水は自然排水で、周辺への影響はないものと思われま

議長（佐々木政直会長）

14番。

14番（佐々木俊通委員）

番号90番を報告します。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた農地で、南側に農地が残っていました。申請地の管理状況ですが、野菜などが作付しており、農地として管理されておりました。農地区分ですが、都市計画区域内で用途指定された区域であることから、第3種農地と見てきました。周辺農地への影響は、南側の農地境にフェンスを設置するほか、雨水排水に関しては北側の水路へ流し、生活排水は浄化槽を設置することなので、影響はないと見てきました。以上です。

9番（菅原ひろみ委員）

9番です。番号91番です。申請地は、東に住宅地、南は道路を挟んで宅地、西と北は竹林と山林がありました。申請地は除草管理はなされておりました。農地

区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから、第2種農地と見てきました。雨水は西側に水路があり、そこへ排水し、生活排水は、合併浄化槽を通して排水する予定となっており、周辺への影響はないものと思われます。以上です。

続きまして、番号92番です。申請地の東に休耕地を挟んで宅地、南に宅地、西は道路を挟んで住宅地、北は隣にビニールハウスがあり、農地となっておりました。除草は調査に行った時に草刈りをしていた人夫さんたちがお休みしており、草刈りの真っ最中でした。農地区分は、街区に占める宅地等の割合が4割を超える区域の農地であることから、第3種農地と見てきました。雨水排水については、四方水路があり、周辺への影響はないものと思われます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

番号94番の報告をお願いします。

10番（横山藏人委員）

10番です。

番号94番について報告いたします。位置図は11ページです。ここは、都市計画区域内の用途指定された3種農地で、一部作付されており、管理は良好でした。雨水は側溝を利用し排水することで、周辺に影響はないと見てきました。以上です。

番号96番です。ここは、議案書の13ページです。ここは、土地区画整理事業で整備された農地で、第3種農地と見てきました。十分管理された状態で、雨水は下水を利用し排水します。隣接する農地もなく、周辺に影響はないと思われます。

番号97番です。ここは、山林に囲まれた10ヘクタールに満たない小集団農地の一部の第2種農地です。雨水は水路に排水し、周辺に影響はないと思われますが、草刈りはされておらず、管理状態は悪いと見てきました。

番号105番です。位置図は21ページです。ここは、山林と宅地に囲まれた10ヘクタールに満たない小集団農地の一部の第2種農地で、雨水は側溝と水路を利用し排水し、周辺に影響はないと見てきました。管理状態はいいです。以上です。

13番（高橋英理子委員）

13番です。

戻りますけれども、番号95番の状況を報告いたします。これは、作業道路とし

て使っていたように思われます。申請地の東側に山林、南側に農地、西側に水田、畑、北側に宅地、畑の一部がありました。これは、作業道路として昔から使われていたような舗装されていない道路でした。2メートルほどの幅の道路でした。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから、第2種農地であると思われます。雨水排水は自然排水だと思われていますが、周辺への影響は特にありません。

次に、番号98番です。これは、岩盤を削って更地にしたような土地でありました。申請地の東側が崖、5メートルほどの高さがありました。南側が農地、西側が市道を挟んで畑、北側に農地と宅地がありました。10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから、第2種農地であると思われます。雨水排水は、道路沿いのU字溝に、生活排水は浄化槽を設置の予定だということで、周辺への影響は特になくと思われます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

3番。

3番（武田俊美委員）

3番です。昨日の調査の報告をさせていただきます。

番号99番です。位置図は16ページです。居宅を新築するための仮設の道路の申請でございました。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の一部の第2種農地です。一時利用でございまして、かなり長い距離の場所でございます。隣のほうは田んぼです。昨日の時点のお話をさせていただきますと、既に盛り土され、砂利も敷かれて、工事がなされているようです。私自身は事前着工ではないかなと見てきました。雨水の排水については、仮設道路ですので、自然排水に思われます。周辺への影響はないと思います。以上で99番については終わります。

番号102番です。位置図は18ページでございます。立地として住宅と畑に囲まれた農地です。東に私道、南も私道で、北側に畑がございました。草刈り管理は良好です。農地区分として、下水道が埋設された道路沿いに立地することから、第3種農地と思われます。生活排水も下水道を利用することで、周辺農地への影響はないと思います。以上です。

次に、番号106番、107番に移ります。番号106番、107番は、太陽光パネルの設置でございます。先ほど事務局から説明ありましたヨモギを育てるという場所で

ございます。南側がちょっと落差のついた川があり、そのほかは山林に囲まれた道路、あと北側に市道があります。雑木はまだ生えておりませんでした。今年になってからは草刈りはされていない場所かなと見てまいりました。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の一部の第2種農地でございます。雨水排水は自然排水のようで周辺への影響はありません。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。

23か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11番。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号102番についてちょっとお聞きしますが、先ほど現地調査員さんから報告があったのですが、私の先月の議案書に、既に舗装という一文が書いてありました。そのような内容でよろしいのでしょうか、

議長（佐々木政直会長）

それでは、3番、お願いします。

3番（武田俊美委員）

場所については、道路を挟んで、今の公会堂の道路を挟んで向かい側になっておりまして、意外と幅の狭い土地かなと見てまいりました。西側には排水路が掘られていて、そこに排水するものと思われまして。今の現状では、短い草が生えていて、そのままの状態でした。あと、建物を建てようとするひもが張ってありました。そういう状況でございました。

議長（佐々木政直会長）

11番、よろしいですか。（「はい、了解しました」の声あり）

そのほかございませんか。4番。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号99番について、今の調査員のお話で、もう盛り土され、砂利が敷かれ、利用されていたということですが、もう事前着工になっているということですので、これももう少し詳しい話を聞いてから、審議願いたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局、説明をお願いいたします。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号99番でございます。こちらにつきましては、5月の第2回農地部会の議案第11号番号22番で審議した案件でございます。譲受人の居宅建築のために、建築用重機が通る道路がなかったため、今回の一時転用で搬入路を確保するものということでの申請を受けてございます。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

4番、よろしいですか。

4番（佐藤裕之委員）

今の段階で、建物を建てるというのは、建築工事の仮設道路だということは分かるのですが、これが許可されたのは、5月の農地部会で許可されたわけですね。（「そうです」の声あり）5月の農地部会で了としたけれども、どうしてその時に許可になったのが、今ここに出てきたんですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

当時、居宅を建設するに当たり、接続道路があるかどうかについての要件がないため、建築確認が下りたということでの前回の申請と許可でございました。今回は、居宅建築に当たり、道路があるのですが、そちらの道路は狭いことが、建築する過程において気付いたので、そちらのほうを臨時的に仮設して既に使っていたということでございます。

議長（佐々木政直会長）

4番、よろしいですか。

4番（佐藤裕之委員）

これは、許可が出る前に使っていたということは、あくまでも事前着工になるのではないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

暫時、休憩します。

[午後1時48分から午後1時55分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。

番号99番について、皆さんからご意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、休憩中にいくつかご意見が出されました。19番にまとめをお願いしたいと思います。

19番（中條泰洋委員）

19番です。番号99番についてですが、休憩を挟み、いろんな意見をいただきまして、いろんな事情を聞かせていただきました。その中で、現地調査員の報告のとおり、盛り土もされ既に砂利が敷かれて、仮設通路として利用されていることから、事前着工であり、違反転用でありますので、譲受人より会長及び県知事宛てに始末書の提出と無断転用である旨の意見を付して県に進達していただきます。それと、工事終了後、地元委員の見回りをお願いするというのでまとめたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、19番よりまとめということでご意見をいただきました。今回、番号99番でございますが、事前着工であり、会長及び県知事宛てに始末書の提出、そして、無断転用である旨の意見を付して県に進達するにつきまして、譲受人から始末書をいただくということでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、そのほかの22か件についてご意見をいただきたいと思います。何かございますか。11番。

11番（中鉢守委員）

番号88番、89番についてお聞きします。太陽光パネルが、いずれにしても実際の面積と、転用をかける面積、大体3倍ぐらい差がありますが、最近、皆そういうふうになっていますけれども、それでパネル張った後というか、転用後の管理はどういうふうになっているか、お聞きしたいのですが。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

譲受人のほうで管理をするということと、あと、こちら請け負っている業者

のほうに発注するような形になるとは聞いてございます。

議長（佐々木政直会長）

11番、よろしいですか。（「はい、了解しました」の声あり）

そのほかございませんか。20番。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号95番について質問したいと思います。調査員からの報告によりますと、ここはもう既に利用されていたということで、その辺の事情の説明をよろしくをお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちらにつきましては、農業用で使っているということで、そちらを拡幅して、山林に太陽光発電施設を建設するため、今度拡幅して仮設として使うということで聞いております。

議長（佐々木政直会長）

20番、よろしいですか。（「はい、了解しました」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。21番。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。確認ですけれども、番号106、107番について、工期が昨年になっているのですが、ほかにも営農型ということで、番号104番とかが、今からだと約10年くらいなんです。この差は何かあるんでしょうか。同じ営農型で何かあるんでしょうか。確認です、お願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、説明させていただきます。

番号106番、107番に関しましては、一時転用ということで、基本3年ということでございます。3年ごとでその都度更新ということになってございます。あと、番号103、104番ということで、こちらの一時転用につきましては、太陽光パネルの下で営農しているものが認定農業者のため、10年の一時転用が可能

ということになってございます。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

21番よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。21番。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号98番ですが、駐車場が6台分というのは、結構多めな台数なんです。何か、家族が多いとか、そういった理由でしょうか。あと、その敷地面積で6台なので、結構多いほうだなと思うのですけれども、何かそういった詳しいことをお聞きしたいのです。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちら、現在使用しているものが2台ということで、来客用が1台、子供が3人いまして、将来子供が大きくなったとき用の3台ということで、計6台でございます。

議長（佐々木政直会長）

21番よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。11番。

11番（中鉢守委員）

番号94番です。一応、アパート用の駐車場ということですが、どこのアパートですか。近隣の貸駐車場か何かになるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちらにつきましては、隣接する宅地にアパートを建設するというので、12世帯分のアパート2棟、駐車場11台分を宅地のほうに建設する予定でございます。そちらの宅地で収まらない部分の駐車場11台分を建設するものと聞いております。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

11番、よろしいですか。（「はい、了解しました」の声あり）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号99番を除く22か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第31号、番号82番から107番までの26か件と、議案第30号番号106番、108番2か件を合わせた28か件のうち、番号84番、85番、93番、100番、101番の5か件を除く23か件のうち、番号99番は、事前着手であるために、譲受人より会長及び県知事宛てに始末書の提出、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。そして、番号99番を除く22か件については、意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第32号農地転用事業計画変更承認申請について、番号7番から13番までの7か件と、議案第31号番号84番、85番、93番、100番、101番の5か件を併せた12か件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員より報告をお願いいたします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。

番号84番、85番を報告いたします。申請地周辺の状況ですが、住宅地と線路に囲まれた農地でありました。東側に農地が残っておりました。申請地の管理状況ですが、雑草が繁茂しておりました。農地区分については、都市計画区域内で用途指定された区域であることから、第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響について、東側に農地がありますが、既に擁壁が設置しており、一段高い状態になっていることから、影響はないと見てきました。雨水排水対策は、既存の水路へ排出するというものでした。以上です。

13番（高橋英理子委員）

13番です。

番号93番の現地の報告をさせていただきます。位置図は10ページになります。申請地の状況は、東に道路を挟んで介護センター、南側に畑があり、除草管理をされておりました。西側に山林、北側に段差のある田んぼがありました。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから、第2種農地であると思われます。雨水排水対策は、自然排水とし、生活排水は浄化槽設置で、建築確認も取れているので、浄化槽が設置されることから、周りへの影響はないと思われます。継承される次の方も、ここに宅地として家を建てる予定なので、特に問題はないと見てまいりました。以上です。

10番（横山藏人委員）

番号100番と101番を報告いたします。

位置図は100番が17ページです。農地区分は、宅地に囲まれた10ヘクタールに満たない小集団農地の一部の第2種農地で、申請地の管理状態もよかったです。雨水は水路を利用し排水することから、周辺に影響はないと見てきました。

番号101番については、位置図が7ページです。農地区分は、ここも宅地に囲まれた3種農地で、管理状態もよく、雨水は側溝を利用し排水し、周辺に農地もないため、影響はないと見てきました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号7番から13番までの7か件と議案第31号番号84番、85番、93番、100番、101番の5か件を併せた12か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、12か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第32号、番号7番から13番までの7か件と、議案第31号番号84番、85番、93番、100番、101番の5か件を併せた12か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第33号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、番号256番から282番の27か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号256番から282番の27か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、27か件を了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第33号番号256番から282番の27か件について了と決定し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定について、番号84番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

番号84番1か件について質疑を承ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号84番1か件を了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第34号、番号84番1か件について了と決定し、宮城県農

地中間管理機構に通知いたします。

ここで、暫時休憩いたします。2時30分まで。

[午後2時20分から午後2時30分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。

議案第35号非農地証明願について、番号8番、9番、2か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員より報告をお願いいたします。10番。

10番（横山藏人委員）

10番です。

番号8番について報告します。現在、ここは空き家になっていますが、大木があるわけでもなく、20年というのを何で判断するかなと調査したところ、手前の建物の基礎やトタンのさび具合が20年は経過したものと見受けられました。以上です。

3番（武田俊美委員）

3番です。

番号9番について報告させていただきます。今、事務局からお話あったとおり、分筆されて、門道として利用するということでしたが、既に使っている場所でございます。現地を調査したところ、20年以上、門道として利用している状況がありました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

番号8番、9番2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第35号、番号8番、9番2か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。

これで、1、審議事項を終了いたします。

それでは、次に、次第の8、協議事項に入ります前に、事務局より議案書の訂正について説明をお願いいたします。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

初めに、企画の報告（1）農業委員会だより第25号の発刊について、事務局より説明願います。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（1）農業委員会だより第25号の発刊については終了いたします。

次に、企画の協議（1）水稻作況調査（検見）の実施について事務局より説明願います。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。3番。

3番（武田俊美委員）

今話題のコロナ対策はどのようにするか、ちょっとお尋ねします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

コロナ対策でございますが、当日は皆様マスク着用での調査ということをお願いする予定にしております。あとは換気ということで、窓のほうを若干開けながら、換気をしながらの調査ということで考えております。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

3番，よろしいですか。

3番（武田俊美委員）

移動のバスは2台か3台ですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

中央公民館から聞いたところ、当初の調査人員の制限が既にもう解除されておまして、30人乗りのバスのほうでの、1台での移動ということを予定しております。（「はい、分かりました」の声あり）

議長（佐々木政直会長）

3番，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。11番。

11番（中鉢守委員）

検見箇所についてですが、毎年ちょっと思うのですが、2番の直播，もえみどりに関してというか、品種，もえみどりで、植え方が直播，それでもって飼料米なんですね。ここにこれを上げてきた意義というのをもう一度確認させてください。これを外せというわけではなく、もう一度意義を確認して、どういう意味でこれを載せたのか、もう一度知りたいなと思っています。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

当農業委員会で水稻作況調査につきましては、なるべく圃場を変えないでの定点観測ということを原則に調査しているということでございましたので、本年につきましても同じ圃場での、条件での調査ということ、今回候補に上げさ

せていただいております。

議長（佐々木政直会長）

11番，よろしいですか。

暫時，休憩します。

[午後2時50分から午後2時51まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

再開いたします。

11番，よろしいですか。（「はい，了解しました」の声あり）

そのほかございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ，企画の協議（1）水稻作況調査（検見）の実施については，原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

それでは，企画の協議（1）水稻作況調査（検見）の実施については，原案のとおり決定いたします。

次に，企画の協議（2）一日女性農業委員会の開催について，事務局より説明願います。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま，事務局より説明がありました，何か質問等ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ，企画の協議（2）一日女性農業委員会の開催については，原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

それでは，企画の協議（2）一日女性農業委員会の開催について，原案のとおり

り決定いたします。

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（伊藤文夫事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。

次に、事務局、委員の皆様から報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ほかにはないようですので、これで令和2年度第2回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後3時12分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和2年8月25日

会 長 佐々木政直

委 員 武田 俊美

委 員 佐藤 裕之